

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

南城市は神の島・琉球民族発祥の地とされ、貴重な歴史・文化や緑豊かな自然環境にあふれています。また、古くから人々が暮らし、それぞれの力を合わせながら生活や地域行事を営んできましたが、近年の核家族化や少子高齢化の進行により、本市においても人々のつながりは以前より希薄化している状況も見られます。

このような中、個人の尊重と男女平等の理念に基づき、南城市では「南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」の策定をはじめ、「南城市男女共同参画推進条例」の制定や「南城市男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女がともに輝く社会を目指してきました。

本計画策定の基礎調査から、家事や子育て、家庭行事などの負担は女性に、また、家計のための義務的・就労意識などは男性に偏っている状況も見受けられるなど、誰もが多様な生き方を選択し、ともに輝く社会を実現するためには一層の努力が必要です。市民一人ひとりがそのような固定された役割や慣習に敏感になる意識を持つことが大切です。

本市においては「誰もが自分らしく輝き、自由と文化あふれる福寿のまち南城市」を基本理念として掲げ、市民一人ひとりが互いの人権を認め合いながら、それぞれ持つ意思や力を活かし社会のあらゆる分野の活動に参画し、自分らしい生活を営むことの出来る元気で魅力ある南城市男女共同参画社会<sup>※</sup>を目指します。

#### 【基本理念】

**誰もが自分らしく輝き、自由と文化あふれる福寿のまち南城市**



※男女共同参画社会：男女共同参画社会基本法第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置づけられています。私たちがもっている「男らしさ」「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方に捉われず、人として平等に認められ、自らの選択によって生き生きと活躍し、能力や個性を発揮できることです。

## 2. 基本方針

基本方針は、先に掲げた基本理念に基づき推進する計画の具体的な方向性を示すものです。前述の基本理念の実現を目指し、市民や地域、事業所、行政が一体となって推進すべき骨格となる目標を以下の通り定めます。

### 基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会の実現には、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、社会的に自立する社会を形成していくことが大切です。また、男女共同参画社会の目指す理念や目的、重要性について、市民に広く理解していただく必要があります。しかし、家庭や職場、地域等において「男らしさ、女らしさ」といった固定的な役割分担意識が未だ根付いている様子が見えられます。市民自ら固定的役割分担意識に気づき、その解消に向けて行動することが大切です。そのため、男女共同参画に関して多様な情報媒体やあらゆる場面を活用した啓発活動や情報発信を行います。また、次世代を担う子どもたちが性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できるよう、学校教育における意識啓発等を進めていきます。

### 基本方針2 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり

誰もがその環境の中でいきいきと活力に満ちた生活を送るためには、一人ひとりの個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。

こうしたことから、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や女性のエンパワーメントの推進等により、家庭や地域、職場といったあらゆる場面において、性別に捉われることなく互いの能力を発揮できるまちづくりを目指します。

そのため、方針決定の場における女性の参画拡充や庁内における女性管理職の登用率（20%）を目指すとともに、女性リーダーの育成に向けた研修機会の充実等を推進します。

### 基本方針3 すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

市民が生涯を通して心豊かで安心した生活を送るためには、一人ひとりの人権や健康が守られ、互いの身体的・性的差異を理解し合うとともに、多様な価値観を認め合って生きていくことが求められます。

そのため、多様な性に関する人権尊重の意識啓発、配偶者等からの暴力（DV）やあらゆるハラスメントなどの人権侵害の根絶、性に配慮した健康支援、高齢者および障がい者、ひとり親家庭の生活支援等、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合い、すべての市民にとって住みやすいまちづくりを目指します。

### 基本方針4 平和で自然と文化が調和するまちづくり

南城市のまちづくりには「平和」「文化」「自然」は重要な分野です。しかし、これら分野と男女共同参画の関連性が見えにくく、男女共同参画の理念を基礎としたまちづくりが市民に十分浸透していない状況です。

そのため、平和に向けた国際交流、文化都市の創造に男女が共に関わり、男女共同参画の視点を取り入れたまちづくりを目指します。

### 3. 施策の体系

本計画の施策の体系は以下の通りです。

★は女性活躍推進法に基づき位置づけた「南城市の女性活躍推進計画」の施策

